

平成30年度

事業計画書

平成30年4月 1日から
平成31年3月31日まで

公益財団法人 日本高等教育評価機構

目 次

概説

1 . 本機構の目的	1
2 . 認証評価の目的	1
3 . 大学機関別認証評価	1
4 . 短期大学機関別認証評価	1
5 . ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	2
6 . 国外の評価団体及び大学に係る調査・研究	2

項目別事業計画

1 . 大学等の教育研究活動等の評価事業	2
(1) 大学機関別認証評価	2
【平成30年度認証評価】	
大学機関別認証評価及び再評価の実施	
大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	
評価結果報告書 (CD - ROM) の作成等	
評価員セミナーの開催	
大学・短期大学評価セミナーの開催	
評価のフォローアップに関する事業	
内部質保証の充実等に関する支援事業	
【平成31年度認証評価】	
大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催	
大学・短期大学責任者説明会の開催	
(2) 短期大学機関別認証評価	4
【平成30年度認証評価】	
短期大学機関別認証評価の実施	
短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	
評価結果報告書 (CD - ROM) の作成等	
評価員セミナーの開催	
大学・短期大学評価セミナーの開催	
評価のフォローアップに関する事業	
内部質保証の充実等に関する支援事業	
【平成31年度認証評価】	
大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催	
大学・短期大学責任者説明会の開催	
(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	5
・ ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催	

2 . 評価員の養成事業	5
(1) 大学機関別認証評価	5
・ 評価員養成	
(2) 短期大学機関別認証評価	5
・ 評価員養成	
3 . 評価に関する調査・研究	6
(1) 評価基準等の調査研究	6
評価システム改善	
大学の内部質保証に関する調査・研究	
評価チーム団長座談会の実施	
国外の評価団体及び大学に対する調査・研究	
(2) 国際関係	7
諸外国の質保証機関等との交流促進	
国際会議への参加等による情報収集	
4 . 機構の運営機能の充実・強化	7
(1) 企画運営会議の開催	7
(2) 評価充実協議会の開催	8
(3) 本機構の自己点検・評価及び外部評価の実施	8
(4) 職員等の研修の充実	8
5 . 広報及び啓発活動	9
(1) 広報委員会の設置	9
(2) 広報誌等の刊行	9
(3) 情報公開	9
(4) 広報媒体を利用した情報発信	9

平成30年度 事業計画書

概説

1. 本機構の目的

大学の教育研究活動の状況について評価を行い、あわせて大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的とする。

2. 認証評価の目的

本機構の認証評価は、“ Voluntary Peer Review ”(自由意思で行う同僚評価)によって、評価対象大学等の改善・質向上に資することを願うとともに、認証評価機関として客観的評価の結果を公表することを使命とし、以下3項目を目的として評価を実施する。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実に支援すること。
- (2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- (3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

3. 大学機関別認証評価

本機構は、平成17年7月に文部科学大臣より学校教育法に基づく認証評価機関(大学の認証評価)としての認証を受け、直ちに平成17年度から事業を開始し、平成29年度までの13年間で、延べ618校の認証評価を実施した。

平成30年度は、第3期認証評価の初年度として、学校教育法施行規則等の改正を踏まえて、平成28年度に見直しを行った新評価システム等を適用する。なお、平成30年度は、15大学の認証評価を実施する。

また、過年度の認証評価において、評価結果が「保留」とされた3校の再評価を実施する。

4. 短期大学機関別認証評価

短期大学認証評価は、平成21年9月に文部科学大臣の認証を受け、平成29年度までに延べ16校の認証評価を実施した。

平成30年度は、第3期認証評価の初年度として、学校教育法施行規則等の改正を踏まえて、平成28年度に見直しを行った新評価システム等を適用する。なお、平成30年度は、申請がなかったため実施しない。

5. ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成22年3月に文部科学大臣の認証を受け、対象となる専門職大学院は、現在1大学院（研究科）のみである。平成29年度までに2度、認証評価を実施した。

平成30年度は、大学機関別認証評価システムの見直しにならない、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会において、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価システムの改定を進める。

6. 国外の評価団体及び大学に係る調査・研究

リスクアセスメントによる評価手法などについて、先進的に取り組んでいる海外の評価団体の評価や大学の実態と課題を調査研究し、必要に応じて、今後の評価システムに反映する。

項目別事業計画

1. 大学等の教育研究活動等の評価事業

(1) 大学機関別認証評価

大学機関別認証評価は、大学からの認証評価の申請を受理し、大学評価基準（6基準、23の基準項目、56の視点）をもとに、各大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施する。教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

また、過年度の認証評価において、評価結果が「保留」とされた大学の再評価も併せて実施する。

【平成30年度認証評価】

大学機関別認証評価及び再評価の実施

- ア．平成30年度認証評価 15校
- イ．平成30年度再評価 3校
- ウ．事前相談及び事後相談（随時）

大学機関別認証評価に関する委員会等の開催

- ア．大学評価判定委員会（年4回）
- イ．評価員養成検討委員会（年5回）
- ウ．評価システム改善検討委員会（年5回）
- エ．意見申立て審査会（年1回）

評価結果報告書（CD-ROM）の作成等
1,000部（大学のみ）

評価員セミナーの開催
1地区（東京2日） 平成30年7月開催
平成30年度評価員 75人

大学・短期大学評価セミナーの開催
2地区（東京、大阪）
平成30年4月開催（短期大学と合同開催）
2地区の参加見込み 400人

評価のフォローアップに関する事業

「適合」の判定を受けた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった大学は、指定する期間内（3年以内）に「改善報告書」等を大学のホームページに公表するとともに、本機構に提出する。本機構において、「改善報告書」等を審議し、その結果を大学に通知する。

その他、認証評価のフォローアップとして、大学から講評や相談などの求めがあった場合は、本機構において審議を行い、対応する。

ア．改善報告等審査会（年2回）

イ．大学への講評・相談の実施（随時）

内部質保証の充実等に関する支援事業

各大学の自主的な内部質保証の充実及び教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進するため、本機構の役職員を講師として派遣する。

講師派遣事業の実施（随時）

【平成31年度認証評価】

平成31年度大学機関別認証評価の申請は、平成30年7月に受付ける。

大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催
1地区（東京） 平成30年9月開催（短期大学と合同開催）
平成31年度評価分 16校（見込） 48人

大学・短期大学責任者説明会の開催
1地区（東京） 平成30年9月開催（短期大学と合同開催）
平成31年度評価分 16校（見込） 48人

16校（見込）は、平成29年度の意向調査結果による。

(2) 短期大学機関別認証評価

短期大学機関別認証評価は、短期大学からの認証評価の申請を受理し、短期大学評価基準（6基準、23の基準項目、56の視点）をもとに、各短期大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施する。教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、短期大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

【平成30年度認証評価】

短期大学機関別認証評価の実施

平成30年度認証評価 実施しない（申請なし）

短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催

ア．短期大学評価判定委員会の開催（年4回）

イ．短期大学意見申立て審査会の開催（実施しない）

評価結果報告書（CD-ROM）の作成等

作成しない

評価員セミナーの開催

開催しない

大学・短期大学評価セミナーの開催

2地区（東京、大阪）

平成30年4月開催（大学と合同開催）

2地区の参加見込み 20人

評価のフォローアップに関する事業

「適合」の判定を受けた短期大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった短期大学は、指定する期間内（3年以内）に「改善報告書」等を短期大学のホームページに公表するとともに、本機構に提出する。本機構において、「改善報告書」等を審議し、その結果を短期大学に通知する。

その他、認証評価のフォローアップとして、短期大学から講評や相談などの求めがあった場合は、本機構において審議を行い、対応する。

ア．改善報告等審査会（年2回）

イ．短期大学への講評・相談の実施（随時）

内部質保証の充実等に関する支援事業

各短期大学の自主的な内部質保証の充実の支援及び教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進するため、本機構の役職員を講師として派遣する。
講師派遣事業の実施（随時）

【平成31年度認証評価】

平成31年度短期大学機関別認証評価の申請は、平成30年7月に受付ける。

大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催
1地区（東京）平成30年9月開催（大学と合同開催）
平成31年度評価分 1校（見込） 3人

大学・短期大学責任者説明会の開催
1地区（東京）平成30年9月開催（大学と合同開催）
平成31年度評価分 1校（見込） 3人

（3）ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成29年度までに1大学院（研究科）について2度実施した。平成30年度は、大学機関別認証評価システムの見直しにならない、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会においてファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価システムの改定を進める。

- ・ ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催（年6回）

2. 評価員の養成事業

（1）大学機関別認証評価

- ・ 評価員養成
 - ア．評価員養成検討委員会の開催（年5回）（再掲）
 - イ．評価員セミナーの開催
平成30年度評価員 75人
 - ウ．評価員候補者の確保
平成31年度評価実施のための評価員候補者の確保については、必要に応じて評価員候補者の募集を行い、大学から推薦された者等を評価員候補者として登録する。

（2）短期大学機関別認証評価

- ・ 評価員養成
 - ア．評価員セミナーの開催

平成30年度は申請がなかったため、実施しない。

イ．評価員候補者の確保

平成31年度の認証評価申請状況に基づき、必要に応じて評価員候補者の募集を行い、短期大学から推薦された者等を評価員候補者として登録する。

3．評価に関する調査・研究

(1) 評価基準等の調査研究

平成30年度は、主に平成30年度からの第3期の評価システムにおける評価の実施方法について、必要に応じて見直し・改善を行う。

評価システム改善

- ・ 評価システム改善検討委員会の開催（年5回）（再掲）

評価システム改善検討委員会において、平成30年度以降の新評価システムについての検証を行い、必要に応じて修正を行う。

また、平成31年度から制度化される、専門職学科にかかる認証評価についても検討を進める。さらに、高等教育諸情勢及び各種答申などの内容を踏まえ、高等教育の質の改善に関する幅広い調査・研究を行う。

大学の内部質保証に関する調査・研究

平成24年度から29年度までの第2期認証評価の受審校へのアンケート及びインタビューなどを実施し、認証評価の実施方法や各大学の改革・改善等をはじめとする内部質保証の諸活動に果たす役割などの事例を調査するとともに、その実情と課題を研究し、必要に応じて今後の評価システムに反映する。

評価チーム団長座談会の実施

平成30年度の認証評価実施後、評価の内容及び方法などに関する意見等を聴取するため、15大学の評価チームの団長を招集し、団長座談会を実施する。

また、聴取した意見等を踏まえて、必要に応じて平成31年度の評価システムに反映する。

- ・ 評価チーム団長座談会の開催（平成30年12月）

国外の評価団体及び大学に対する調査・研究

オーストラリアの評価団体 Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) 及び同団体の評価を受けた大学を訪問し、リスクアセスメントによる評価手法などの実態と課題を調査研究し、必要に応じて、今後の評価システムに反映する。

また、台湾の評価団体 Higher Education and Accreditation Council of

Taiwan(HEEACT)を訪問し、台湾の評価システムの実態と課題を調査する。

(2) 国際関係

諸外国の質保証機関等との交流促進

わが国において、高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組みが必要である。平成28年度に協力覚書を交わした韓国の評価機関である韓国大学教育協議会及び韓国大学評価院(Korean Council for University Education- Korean University Accreditation Institute(KCUE- KUAL))並びにフィリピンの評価機関であるPhilippine Association of Colleges and Universities Commission on Accreditation(PACUCOA)、平成29年度に協力覚書を交わした上海市の評価機関である上海市民弁教育協会評価センター(Shanghai Association for Non-Government Education, Educational Evaluation Center)等との交流について、活性化を図る。さらに、上記以外の質保証機関との交流拡大のために、台湾の評価団体Higher Education and Accreditation Council of Taiwan(HEEACT)との連携について検討する。

国際会議への参加等による情報収集

諸外国の高等教育の質保証の最新動向を把握するために、高等教育の質保証や評価に関わる国際的な機関等に加盟する。また、国際会議等へ適宜参加して、情報の収集に努め、本機構の今後の評価システム改善等の検討材料とする。

具体的には、国際的な質保証ネットワーク機関であるINQAHE(International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education: 高等教育質保証機関国際ネットワーク)及びその下部組織であるAPQN(Asia-Pacific Quality Network: アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク)並びにCIQG(CHEA International Quality Group: 米国高等教育アクレディテーション協議会国際質保証グループ)の会員として、活動に積極的に参画する。また、諸外国のIR(Institutional Research)活動を把握するために、国際的な組織であるAIR(Association for Institutional Research)の会員として、活動に積極的に参画する。

4. 機構の運営機能の充実・強化

(1) 企画運営会議の開催(年3回)

本機構の目的及び将来構想並びに本機構の評価システムの見直し改善及び今後の方向性等に関する具体的な事項について、引続き審議する。

(2) 評価充実協議会の開催

認証評価に関する大学相互の共通認識を深め、協力体制を築き、認証評価制度の充実向上を目指すとともに、私立大学等関係者への高等教育の質の維持・向上に対する啓発を目的として「評価充実協議会」を開催する。

評価充実協議会の開催（東京） 平成30年7月開催 250人（見込）

（3）本機構の自己点検・評価及び外部評価の実施

- ・ 自己点検・評価実施委員会の開催（年3回）

平成30年4月施行の省令改正（「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」）に基づく、認証評価機関自らの点検・評価が義務化された。

本機構は、省令改正に先駆けて、平成28年度に本機構自らの自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、平成29年度に外部評価を実施した。平成30年度は、自己点検・評価及び外部評価における改善向上方策（将来計画）を順次実行し、課題の解決に努める。また、今後の自己点検・評価のあり方等について、自己点検・評価実施委員会において引続き検討する。

なお、平成30年11月に「中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査会」による評価（書面審査及びヒアリング）が予定されているので、先に実施した本機構の自己点検・評価及び外部評価結果を踏まえて対応する。

（4）職員等の研修の充実

大学等の職員を本機構へ受入れる「研修員受入制度」について、平成30年度も継続して受入れ、研修内容のさらなる充実を図り、各大学の内部質保証機能の充実・強化、評価業務の円滑な遂行に資する人材の養成に努める。

平成30年度においても、研修員等と本機構職員を対象とする職員等勉強会を開催するほか、研修を修了する研修員による研修成果報告会を開催する。

また、職員等の専門的知識の習得及び資質能力向上のため、評価に関連する勉強会を複数回開催するほか、各種学会への参加及び団体等が行う研修会へ職員等を積極的に派遣する。

- ・ 職員等勉強会の開催 平成30年7月開催 約70人
- ・ 研修成果報告会の開催 平成31年3月開催
- ・ 日本私立大学協会等の団体が主催する研修会等への参加（随時）
- ・ 文部科学省各種審議会等の傍聴（随時）
- ・ その他各種学会等への参加（随時）

5 . 広報及び啓発活動

(1) 広報委員会の設置

本機構に新たに広報委員会を設置し、本機構の今後の広報活動の充実を図るため、広報に関わる基本方針や方向性などについて審議する。

- ・ 広報委員会の開催（年3回）

(2) 広報誌等の刊行

広報誌 PeerR（ピア）の刊行（年1回）

平成30年7月 6,000部

パンフレット（日本語版・英語版）のリニューアル

(3) 情報公開

ホームページ等のリニューアルと維持・管理

メールマガジンの充実

実施大綱、評価基準、評価結果などの英語での情報公開

事業紹介ビデオの制作

(4) 広報媒体を利用した情報発信

平成28年度より本機構からの情報発信として開始した教育学術新聞（日本私立大学協会発行）での連載「日本高等教育評価機構だより」を、平成30年度においても継続する。

以上